

平成17年度 第1回 宮城県スポーツ振興審議会会議録

I 日 時 平成17年6月3日（金）午後1時30分から午後3時4分まで

II 場 所 宮城県庁舎 11階 第2会議室

III 委員構成数 11名

IV 出席者

〔委員〕

会長 本多弘子、副会長 山崎省一、白木悦子 委員、大和田直樹 委員、星邦光 委員、
鎌田英悦 委員、島谷順子 委員、佐藤光樹 委員、草刈順 委員、遠藤憲子 委員、
佐々木憲枝 委員 以上11名

（欠席委員）

小玉一彦 委員、中島信博 委員、本田徹 委員 以上 3名

〔事務局〕

教育長 白石晃、教育次長(スポーツ振興担当) 吉田俊文、スポーツ健康課 課長 菊地茂樹、
スポーツ振興専門監 穴戸秀一、課長補佐（総括担当）石森建二、課長補佐（調整担当）熊
谷良哉、課長補佐（管理調整班長）相澤一雄、課長補佐（学校安全体育班長）佐久間洋、
課長補佐(スポーツ振興班長) 小山千代人、主任主査 阿部俊男、主任主査 阿部祐二、主任主
査 高橋長浩、主任主査 植松広幸、主任主査 平間一浩 以上14名

V 会議経過

課長補佐（調整担当）熊谷良哉の司会により、下記のとおり会議を進行した。

開 会

○司会 本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。

只今から平成17年度第1回宮城県スポーツ振興審議会を開催いたします。

本日の会議は、委員、今現在11名でございます。これは、宮城県スポーツ振興審議会条例
の規定する会議の開催要件であります半数以上という要件を満たしておりますので、会議が成
立しておりますことを御報告いたします。

また、当審議会は情報公開条例の規定に基づきまして原則公開ということになっております
ので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

あいさつ

○司会 それでは、初めに、開会に当たりまして白石教育長の方からごあいさつ申し上げます。

○白石教育長 それでは、開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

きょうは、大変お忙しい中、この審議会に御出席をいただきましてありがとうございました。皆様方におかれましては、日ごろから何かと宮城県の教育行政に御協力を賜っておりますことに対しまして、改めて感謝申し上げたいというふうに思っております。

県教育委員会におきましては、この審議会において御審議いただいた内容につきまして、それを基にいたしまして、平成14年11月でございますけれども、15年度を初年度とする宮城県スポーツ振興基本計画というものを策定してございまして、17年度は計画期間の3年目ということになります。その計画に基づいて、現在いろいろな事業を展開しておりますけれども、きょうは、その議事の中にありますように主な事業の概要について御説明をさせていただくということにしております。

さて、最近の県営スポーツ施設の楽しいといえますか、うれしい話題を申し上げますと、御案内のとおり宮城球場というものがフルキャストスタジアム宮城ということで生まれ変わっております。最近は、混んでいるようですけれども、新しい球団の東北楽天ゴールデンイーグルスの本拠地ということでプロ野球の公式戦が行われているということでございまして、それなりに県営のスポーツ施設が使われているという現状ではないかなというふうに考えてございます。

また一方、県営スポーツ施設につきましては、いろいろ課題がございまして、大きな話題といたしましては、公の施設への指定管理者制度の導入というところの問題がございまして、これは、単にスポーツ施設だけではなくて、すべての県の施設の関係が指定管理者制度をとりなさいということで、法律の改正がありまして、そういった法律の改正に対して新たな対応が求められているということでございます。きょうは、そういった県営スポーツ施設の今後のあり方などについても御説明をさせていただきまして、御意見をいただきたいというふうに考えておるところであります。

県の財政状況は依然として厳しい状況にございますけれども、基本計画の中にあります県民だれもがスポーツに親しめる環境の整備、あるいは県民総スポーツ社会の実現に向けて努力して参りたいというふうに考えておりますので、委員の皆様におかれましては、これからも本県スポーツの振興に関しまして、御審議を通じまして御意見、御提言を賜りたいというふうに考えておりますので、なお一層の御協力をお願いしたいというふうに思っております。

きょうは、よろしく御審議をお願いいたします。

○司会 それでは、次に、本審議会の会長であります本多会長の方からごあいさつをお願いいたします。

○本多会長 お忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

県の教育施策の中に、すべての県民が何らかの形でスポーツに親しんで、健康で明るい地域社会の実現に向けというふうなことで四つの項目にわたるスポーツ振興施策が示されております。しかし、皆様も御存じのとおり、老朽化したスポーツ施設が近々使えなくなるというふうなことなどもございまして、施策遂行上、必ずしも環境が整っていると思えない部分もございします。その中であって、県当局も四苦八苦なさっておられることも多々おありだろうと推察いたしております。スポーツ振興審議会は、どんな環境下に置かれようとも県で掲げた施策が滞りなく、しかも効率的に遂行できるよう、委員の皆様からお知恵やお力をいただき、県内のスポーツ振興に寄与願うことが任務の一つだと考えております。

本日は、本年度の主要事業と施設の指定管理者制度導入等について御説明をいただきまして、これらを中心に御質問、御意見をいただく形で会議を進めさせていただきたいと思います。短時間の会議でございしますが、皆様の御協力をもって、何とか効果的な会にできればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

委員及び事務局職員紹介

○司会 それでは、本年度初めての審議会でございますので、委員の皆様の御紹介をしたいと思います。次第の名簿順に御紹介させていただきます。

今、ごあいさついただきました本多弘子会長でございます。

山崎省一副会長でございます。

小玉一彦委員と中島信博委員は、本日御欠席でございます。

白木悦子委員でございます。

大和田直樹委員でございます。

星邦光委員でございます。

本田徹委員は、本日御欠席でございます。

鎌田英悦委員でございます。

島谷順子委員でございます。

佐藤光樹委員でございます。

草刈順委員でございます。

遠藤憲子委員でございます。

佐々木憲枝委員でございます。

裏の面に事務局の名簿がございます。主要メンバーということで御紹介させていただきます。

教育長の白石晃教育長でございます。

吉田俊文教育次長でございます。

菊地茂樹スポーツ健康課長でございます。

穴戸秀一スポーツ振興専門監でございます。

石森建二課長補佐でございます。

佐久間洋課長補佐でございます。

小山千代人課長補佐でございます。

私、司会進行を仰せつかっております課長補佐の熊谷といいます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

それでは、恐縮ですけれども、教育長は所用のため、これをもちまして退席させていただきますので、どうぞ御了承ください。

議 事

- 司会 ここで、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきたいと思います。既に郵送している資料等がございますけれども、資料1といたしまして、冊子になっております17年度宮城県教育行政の概要というものでございます。資料2といたしまして、レジュメの県営スポーツ施設についてというものと、あとはパンフレットということで、資料3といたしまして宮城県スポーツ振興基本計画の概要版ということでお配りしております。ございますでしょうか。

では、ここからは議長の方に進めていただきたいと思いますので、本多会長、どうぞよろしくお願いいたしますします。

- 本多会長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。予定どおり3時には終了するように進めたいと思っておりますので、よろしく御協力くださるようお願いいたします。

初めに、本日の会議内容を後日の記録とするために会議署名委員を指名させていただきます。星委員と遠藤委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたしますします。

それでは、議事に入ります。

報告事項１の本年度のスポーツ振興に関する主要事業について、事務局から説明をお願いいたします。

○菊地課長 それでは、課長の菊地と申します。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

私の方から、若干お時間を頂戴いたしまして、本年度のスポーツ振興に係る主要事業について御説明を申し上げたいと思います。

先ほど、会長からお話ございましたけれども、本県のスポーツ振興の施策につきましては、平成１４年度に作成して翌１５年度から１０年間の計画でございます宮城県スポーツ振興計画に基づいて進められているわけでございます。この計画につきましては、既に御存じのことかとは思いますが、リーフレットの概要版もお配りしておりますので、お開きいただきたいと思います。四つの分野がございまして、一つ目が生涯スポーツに係る方向性、二つ目が競技スポーツの今後の方向性について、それから三つ目が学校体育スポーツについての方向性、最後にスポーツ施設の整備充実と、この四つの方向性について詳しく計画を立てているというところでございます。

それでは、こちらを頭に入れていただきまして、先ほどお配りしてございます冊子、宮城県教育行政の概要、こちらに基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、冊子の１０ページをお開きいただきたいと思います。ここに見開きの形で１７年度の実施計画が載っているわけでございます。大きな項目としては五つ掲げてございます。この中で、スポーツ健康課の施策といたしましては、大きな２番の学校教育の充実、その中項目２番目、学びの方法（学習内容や学習形態の多様化、学習評価の多元化の推進）というところをたどっていただいて、最後の１０番目のところに体育・健康教育の充実というところがございます。ここで、まず規定してございます。それから、右の方に行っていただきまして、大項目の４、県民総スポーツの推進と競技力の向上という大項目のところに、宮城県スポーツ振興計画に掲げてある、先ほども触れました四つの施策体系、これに合わせた施策が四つ載っているわけでございます。さらに、個々の教育施設がどのような項目からなっているかというのを紹介しているのが、ページを１枚めくっていただきまして、１２、１３ページと。それ以降も続きますが、そこに載っているわけでございます。そして、また一段詳しく説明したものが１６ページからと。こういうふうなページを追うごとにだんだん詳しくなっていくというふうな体裁をとってございます。今回は、詳しく説明した部分、その概要について説明をさせていただきたいと思います。

たびたび済みませんが、２７ページの方に移っていただきたいと思います。先ほどお示しし

た体育・健康教育の充実と、こちらに主な事業が載っております。学校体育関係につきましては、(1)から(5)までの事業がございしますが、特に2番目の子供の体力・運動能力向上の推進、これにつきましては平成17年度の教育庁の重点事業になっているものでございまして、昨年度もこの審議会で御説明申し上げたところでございました。子供の体力・運動能力、これは御存じのように昭和60年ころから全国的に低下傾向が続いているわけですが、宮城県も例外ではございませんで、多くの種目で全国平均値を下回るかなり深刻な状況というふうに私ども受けとめております。このことから、本県では平成15年からの事業としまして、宮城の子供の体力・運動能力充実プロジェクトを立ち上げております。

これは、次の三つの事業で構成されているわけでございます。イと表記されております子供の体力・運動能力実態把握活用事業でございます。これは、県内の各小中高等学校に体力・運動能力調査を協力依頼いたしまして、その結果を集計することによって、宮城の現在の子供たちが抱える体力・運動能力低下の要因、これを分析するなどして体力・運動能力充実の施策に具体的に反映させていこうと、そのための基礎資料を得ようとするものでございます。

次のロでございますが、子供のための体力・運動能力充実合同推進会議、これは宮城教育大学、それから仙台市教育委員会、それから本県の教育委員会、この三者が連携を図りながら会議を開催いたしまして、イで御説明いたしました実態把握活用事業で得た集計結果、これを基にしまして子供の体力・運動能力の充実の方策を策定するものでございます。17年度からは、この会議のもとに小中高等学校の教員によるワーキンググループを設けまして、翌18年度から全児童を対象に体力テストを実施する予定でございますので、その実施についての検討を行うこととしております。

それから、ハの体力・運動能力調査測定講習会、これにつきましては、各学校の体力テストの調査結果を見ますと、恐らくその測定技能の未習熟に起因するであろうと思われるばらつきがあるということでございます。その得られた結果についても十分に活用されているとはいえない状況にあるということがございますので、特に小学校の教員を対象といたしまして、調査の意義とか活用方法、計測技能の習熟、これを図るために実施するというものでございます。

これら三つのイ、ロ、ハの事業による成果を県内の各学校で体育の指導等に生かして、さらに学校・家庭・地域が連携をとりながら運動・スポーツを継続的に実践する環境を整えること、これによりまして子供の体力・運動能力の充実を図って参りたいと考えているわけでございます。

それから、このほか体育・健康教育の充実、そのための事業といたしましては、お示しした

(3) から (5) にございますように、学校体育や運動部活動の改善充実、これを図るために外部指導者を学校に派遣する事業、さらに体育指導教育の資質の向上を図るための研修会、そういった事業を実施することにしてございます。

次に、42 ページになりますが、お聞きいただきたいと思います。こちらは、タイトルが県民総スポーツの推進と競技力の向上となっております。これは、44 ページまで3 ページにわたって当課の施策が掲げられているわけでございます。42 ページに戻って、以降の全体の概略をお話ししたいと思います。

まず、1 でございますが、生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実と、この主な事業を説明いたしたいと思います。まず、(1) の総合型地域スポーツクラブの育成とスポーツ活動への参加機会の充実という項目の主な事業といたしまして、②みやぎ広域スポーツセンターの機能充実というものを掲げてございます。スポーツ振興計画では、県民総スポーツ社会の実現を進めていくと、そのための一つの大きな手だてとして総合型地域スポーツクラブの育成、これを重点的に推進するということにしているわけでございます。この事業を促進するために、クラブの創設とか運営を専門的に支援することを目的として、このセンターが14 年度に設置されたわけですが、その広域スポーツセンターの機能を充実していくこととしているわけでございます。

それから、イの総合型地域スポーツクラブ創設・育成支援事業といたしましては、昨年度の実績を踏まえながら、市町村等が実施する研修会への指導者の派遣、あるいは増加しつつあるクラブ運営が円滑に進められますようにクラブマネージャーやスポーツ指導者養成のための研修会、その内容を充実すること、こういったことを重点的に取り組む、それとともに市町村やスポーツ団体の啓発、これを目的としたパンフレットや情報誌を作成配布するといった広報活動にも努めることとしてございます。

次のロのスポーツ情報ネットワーク構築事業といたしましては、現在、センターに開設しているみやぎスポーツネットワークというホームページがございしますが、そこに各スポーツクラブとか市町村のスポーツに関する情報を集約して提供するとか、あるいはスポーツクラブとか市町村にホームページの様式を提供いたしまして、スポーツ情報のネットワーク化を図っていくといったものでございます。

なお、この総合型地域スポーツクラブ、17 年4 月末現在で、県内11 市町に15 のクラブが設立されております。また、今年度は新たに1 市2 町で3 クラブが設置される予定になっております。

続きまして、④でございますが、宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭、こちらは県内の七つの教育事務所単位で開催するスポーツ・レクリエーション大会でございます。それぞれの地域で内容を工夫して開催しておりまして、地域住民がスポーツ・レクリエーション活動に親しむ場となっております。昨年度は、7会場で7,000人近くの参加がありましたが、今年度も8月から10月にかけて、同じく7地域で実施する予定になっております。

続きまして、⑤でございます。全国スポーツ・レクリエーション祭、こちらは広く国民にスポーツ・レクリエーション活動を全国的な規模で実施する場を提供するということによりまして生涯スポーツ振興を図ることを目的として開催するというものでございます。今年度は、岩手県で10月1日から4日間にわたって開催されます。本県からも、18種目193人の選手を派遣する予定にしております。

続きまして、今度は(4)の方でございます。下の方に行きます。(4)の指導者の育成と活用と、この項目でございますが、生涯スポーツの振興に関する講習会や研修会の主なものを載せてございます。①でございますが、中高年安全登山指導者養成講習会、これは先ごろ5月28日と29日でしたが、実施いたしました。今年は、参加者を広げるために「中高年」という言葉を削りまして、安全登山指導者養成講習会として実施いたしました。登山に親しむ成人の方が安全に登山できるよう、その指導者を養成するための講習会です。泉ヶ岳で実際、登山も行っております。

次に、②の新任体育指導員等研修会、こちらでございますが、各市町村で生涯スポーツ振興のために委嘱している1年目の体育指導委員と教育委員会の生涯スポーツ担当者、こちらを対象として実施するものでございます。本年度は6月末に予定しております。

次に、③でございますが、スポーツ活動指導者研修会、これはニュースポーツを体験する中で生涯スポーツに関わる指導者の育成、それから資質の向上を図るという目的で年に2回開催しております。本年度は、2回ともグランディ・21で開催する予定になっております。

次の④でございますが、生涯スポーツ指導者研修会、これは県内の生涯スポーツを担当する行政の方、それからクラブの指導者の方、それから教職員、広く案内いたしまして、生涯スポーツについて理解を深めていただくというふうな研修会でございます。

以上、生涯スポーツに関する主な事業、研修会等について御説明させていただきました。

続きまして、43ページの中ほどをごらんいただきたいと思います。2、競技スポーツの競技水準向上に向けた環境の充実についてでございます。(1)の競技力の向上についてでございますが、御存じのとおり平成13年には本県で新世紀みやぎ国体があったわけでございますが、

おかげさまで本県は男女総合優勝を果たしたわけでございます。国体開催に当たりましては、手づくり選手による総合優勝と、こういうスローガンを掲げ、地道な長期間にわたる競技力向上のための事業を積み重ねて獲得した優勝だったのではないかというふうに思っております。こういった成果、これは一過性のもので終わらせるのではなくて、将来に向かって維持・継続させるということが必要であるというふうな認識のもとに、一番最初に示した振興基本計画、こちらでは国民体育大会において常に10位以内の成績を獲得するということを目標として競技力の充実に努めることといたしております。具体の競技力向上のための事業といたしましては、各年代にわたる選手の把握、一貫性のある指導体制の確立を図ると、そういった必要から体育協会を通じまして選手強化とか、あるいは指導者育成のための事業等を実施しております。

次に、(2)の国民体育大会等への参加についてでございますが、本年度は岡山で夏季あるいは秋季の大会、それから冬季は北海道、群馬県で開催されますが、こちらに選手団を派遣することにしております。それから、来年度、18年度でございますが、国民体育大会の予選を兼ねた東北総体、これの第33回大会が本県を会場に開催されるということになっておりますので、この4月から体育協会に準備事務局を設置いたしまして、職員2名を配置して準備事務を推進しているところでございます。

続きまして、次の44ページをごらんいただきたいと思います。3の地域と連携した学校体育スポーツの推進に向けた環境の充実についてというところでございます。ここでは、三つの項目を挙げておりますが、ご覧いただきますといずれも括弧書きで再掲というふうに記入されてございます。これは、27ページに戻っていただきますと、27ページの体育、健康教育の充実というところに盛り込んである事業を地域と連携させると、学校体育スポーツを地域と連携させるという観点から、再び27ページのを44ページに取り上げたということで再掲というふうになっているわけでございます。

たびたび申しわけございません、44ページにお戻りいただきますと、主な事業といたしましては、(2)の学校体育スポーツと地域スポーツクラブとの交流連携の促進という項目に体育実技補助指導者派遣事業というものがございます。これは、小中学校の教科の体育それから保健体育の授業において、地域在住の優れたスポーツ経験者とか、あるいはスポーツ指導者、これを体育の先生の実技指導の補助を行う外部指導者として活用する、そういったことによって学校体育の充実、それから地域との連携を図るというものでございます。小学校では器械運動、陸上運動、水泳、それから中学校におきましては武道を対象種目とするものであります。

それから、運動部活動外部指導者活用事業、こちらは中高が対象でございますが、生徒の多

様なスポーツニーズに応じて、学校とか地域の実態に応じた運動部活動の柔軟な運営を図るといったことを目的としまして、同じくスポーツ経験者とか指導者を中高の運動部の外部指導者として招いて活用するというものでございます。

以上が地域と連携した学校体育スポーツの推進に向けた環境の充実といったことの主な内容でございます。

続きまして、その下のスポーツ施設の整備充実というところに移らせていただきます。こちらは9ページをご覧くださいますと、その前のページから始まる17年度の教育庁重点事業一覧と、その続きでございますが、いわゆる重点事業ということで御説明をいたしたいと思えます。

9ページの下の方、(6)の36番、県営スポーツ施設再編整備推進事業とございますが、これを新規事業として実施して参ります。これは、前回の12月の審議会でも御説明いたしましたとおり、県営スポーツ施設間の機能重複施設、その解消、それから老朽化施設の廃止と、これを進める一方、集約化した施設についてはさらなる規模の充実整備を図ると同時に安全面の強化も図っていこうという事業でございます。なお、老朽化施設の廃止等につきましては、改めて後ほど御説明いたしたいと思えます。

本年度に予定しております1億円規模の事業内容といたしましては、利府のグランディ・21の体育館、この中のアリーナに関するものでございます。このアリーナ上に観客が入るといったイベントもかなり多いわけでございますけれども、そのときの対応といたしまして消防施設を強化する必要があるというふうな消防署からの指摘がございまして、安全面での確保と、これを最優先する必要から、新たに消火設備、これはスプリンクラーを4基新設するというものでございます。体育館の利用者は年々増加しております。その利用者の安全対策上行うといった改修工事ということでございます。

それから、この冊子には記載がないんでございますが、ないというのは主要事業ではないということではあるんですけれども、一応御説明したいと思えます。これは、第二総合運動場の武道館でございます。こちらは古い建築基準で造られたものでございまして、築24年経過しております。耐震診断を行って、その結果を見て、所要の改修を行いたいというふうに考えております。

同じく、そこに記載はないのでございますが、日本サッカー協会からの支援を受けましてサッカー関連施設の充実を図るということを考えております。これは、具体的にはグランディ・21に、三つございますが、一つは人工芝のサッカーグラウンド1面を新設すること。二つ目

は、それに伴って夜間照明を新設すること。三つ目といたしましては、テニスとサッカー兼用のクラブハウスを新設すること。こういった整備を図ろうと、現在、日本サッカー協会と協議を進めているわけでございます。これは17年秋の申請と、それで18年度の事業になるということがございまして、この冊子には掲載してはいないということでもございます。

以上のような改修とか整備を進める一方、施設の利用促進を図る取り組みといたしまして、同じく9ページの37番、こちらにグランディ・21フェスティバル、これを実施して参ることにしております。従来から施設の無料開放とか、あるいはスポーツクリニック、こういったものは実施しているわけでございますが、昨年から始めました宮城スタジアムカップ2005、U-18サッカー大会、これでは全国屈指の高校年代の強豪チーム、これは規模を拡大して招聘いたしまして、宮城スタジアムのシンボル大会に育てていこうというふうな意気込みで準備を進めているといったところでございます。昨年は12チームの招聘でございましたが、今年は四つ増やして16チームと。お盆が終わったころ、8月18日から21日までの4日間を予定してございます。

以上のような整備とか利用促進の事業を進めて参るわけでございますが、県営スポーツ施設の利用状況、それがどうであるかということにつきましては、別資料をもちまして、併せて後ほど御説明したいというふうに思っております。

以上、本年度の宮城県の主なスポーツ振興施策の概要について説明をさせていただきました。どうぞよろしく御審議お願いいたします。

○本多会長 ありがとうございます。

随分、膨大な内容につきまして御説明いただきましたけれども、委員の皆様方から、まず御質問がございましたら、頂戴したいと思います。

○遠藤委員 総合型のクラブが去年までに15あるということで、今年三つ設立ということなんですけれども、全国では幾つぐらいできているのでしょうか。宮城県としては、どんな状況かという、何か評価というか、教えていただけないでしょうか。

○本多会長 それでは、事務局の方でお願いいたします。

○事務局（小山班長） スポーツクラブの設立の状況なんです、今、手元にあるデータですと平成16年4月1日現在で、創設済みのクラブ数が47都道府県で635カ所でございます。

○本多会長 よろしゅうございますか。

○遠藤委員 18という宮城県の数字は、仙台市での設立を除いていらっしゃるのでしょうか。

○菊地課長 仙台市も入ってございます。大体、宮城県の数字というのは全国の50で割るとい

いんですけれども、そうすると平均ですので、そうすると17くらいですか。ですから、全国並みということではないかと、数字的にはそうではないかというふうにとらえてございます。

○本多会長 宮城県はスタートが遅かったんですけれども、現在はどうなんでございましょうね、全国から見て、別に数の問題とかというふうなことだけではないと思いますが、平均並みくらいですか。

○吉田次長 詳しくは調査をしていないんですけれども、文部科学省の方で、確か平成12年ですか、基本計画を策定しまして、本県ではそれに2年遅れて県の計画をスタートしていますので、全国と比べてそんなに遅れているというふうには感じておりませんが、詳しい数字は現在のところ持っておりません。

○本多会長 ありがとうございます。遠藤委員よろしゅうございますか。

その他、何かございましょうか。

一つ、子供の体力向上ということで、先日、日本レクリエーション協会の理事会に参加したときにも、ダンスエクササイズでアイダアイダという踊り、ラジオ体操みたいに毎日、朝と夕方にテレビで放映しているんです。そのビデオを全国の幼稚園と小学校に全部配布して、そして日本中にこのダンスエクササイズを広めようではないかというふうな運動があるようでございますが、課長会議あたりなどでそういうふうな話なども出ているんでございましょうか。

○菊地課長 先日、主管課長会議の際には文科省の課長方がお見えになりましたが、そういった具体的な施策の話よりも、三位一体改革で地方はどうあるべきかというふうなことでいろいろ叱咤激励をいただきました。これから、だんだんと出てくるのではないかとと思っております。

○本多会長 多分、文部科学省は音頭は取るんですが、例えばレクリエーション協会とか、いろいろな子供の体力づくりに関連するところの団体の協力で、近々、伝達講習などがあるんですが、いずれ県に入ってくると思いますが、その節はよろしく御配慮いただければと。

○菊地課長 恐らく、担当者レベルではそういった会議とか研修会で出てくるのではないかとというふうに思っております。なお十分に受け止めて、施策に反映できるかどうか検討していきたいというふうに思っております。

○本多会長 女子体育指導者連盟なども講習会などのときに、そういう内容も取り上げていただけると、大変、ここに掲げております子供の体力づくりというふうなことへの貢献にもなってくるのかなというふうに思います。

その他、何か。

○草刈委員 今の関連なんですけれども、昨年12月のときも子供の体力・運動能力実態把握活

用事業ということで説明いただいたんですが、実際、調査結果を集計し要因を分析するというようなことで、１６年度の結果というか、どういうデータを集めて、どうなっていると現在把握しているのか、その辺わかっていたら教えていただきたいと思います。

○本多会長 只今の御質問についてお願いいたします。

○事務局（佐久間班長） 毎年度、体力・運動能力の調査の結果については、こういう冊子にまとめてございます。それぞれ細かい一つ一つの項目があります。握力、５０メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ、そういったものの細かいデータを集計した結果をここにまとめてございます。その中で、今までずっと宮城県は全国平均値よりやや劣っている状況が続いていました。全国的にも６０年代ごろからずっと下降傾向でしたけれども、昨年度の調査結果あたりからやや下げ止まりといいますか、低下傾向は落ち着きを見せ始めて、やや全国平均値を上回る項目も少しずつではありますけれども、出てきているという状況になります。ですから、１５年度から体力づくりの事業に我々取り組んだわけですが、それが必ずしもそれに結びついたとは考えておりませんが、やや少し上向きかげんになってきていると感じております。

○草刈委員 要するに全国調査の一環なんですね。その全国調査の中で宮城県がどのぐらいに位置付けられているかというのを把握しているんですね。

○事務局（佐久間班長） 全国で小学校はこの項目、中学校はこの項目、あるいは女子はこの項目、と決まった同じ項目で調査しております。

○草刈委員 ということは、独自に宮城県が調査するのはこれからやるということなんですか。

○事務局（佐久間班長） 昭和３９年から文部科学省の指導で全国で調査しておりますが、宮城県としては１８年度から全児童生徒を対象にして実施したいと思っております。今、全国で学校は全校対象なんです、児童生徒は学校の事情によって２０％程度の抽出でいいということになっておりまして、宮城県もそういうような状況でやっておりますので、これを１８年度からは全児童生徒を対象にして実施して、それをそれぞれのお子さんなり保護者、あるいは学校の先生が把握して、自分の状況をまず知ることが第一番目だろうというふうに考えておりまして、その結果を経年変化で記録できる用紙を配りまして、そこに記録して自分の体力が少しずつ伸びていくという状況を本人に返したいというふうに考えております。

○本多会長 ありがとうございました。

そこにあります冊子というのは、どういうところに配布されているんですか。その結果の集計、冊子になっているわけですか。

○事務局（佐久間班長） これは、予算がないこともございまして、学校とか教育事務所とかに

お配りしております。ですから、そんなに残がないものですから、ある程度でしたらまだございますので、今ちょっとどのくらいの部数があるか把握していませんが、必要であればお渡しすることは可能かと思います。

○草刈委員　せっかくですから、そういう結果がまとまっているんでしたら、幅広く知らせた方がいいと思うんです。どういう実態かというのをわかってもらった上で施策を展開した方が、より効果的だと思いますので、できるだけそういう情報というのは公表していただければ。公表しているんですか、実際は。マスコミなんかは資料も出しているんですか。

○事務局（佐久間班長）　このものは出しておりませんが、ある程度、項目を抜き出した概要みたいなものは出ております。

○本多会長　その他、ございましょうか。今度は御意見も伺って参ります。

○山崎委員　関連するんですが、宮城教育大学が何か、このことに絡んで何かやっていなかったですか。そういうことを、多分、草刈さんは質問されたのではないかと思ったんですが。

○事務局（佐久間班長）　先ほど、課長の方から説明申し上げましたように宮城教育大学と仙台市教育委員会、それから本県教育委員会で二、三人ずつの人を出していただきまして、その会議の中でこの結果をもとに子供の体力向上をどうしたらいいかという会議を持っているということと、分析そのものも宮城教育大学の先生にお願いしている状況にあります。

○本多会長　その他、ございましょうか。

では、この次あたりにスポーツ振興審議委員の方々にその辺のところを御開示いただけるように御配慮、よろしゅうございましょうか。

何か、その他ございましょうか。

○大和田委員　私も、前回から出て、いろいろ去年も子供の体力低下という話をされて、そんなにひどいのかと思ったんですが、いろいろ分析することはいろいろな方法でできると思うんですけれども、それを子供の体力向上するためにはどうしたらいいかということの策というのは、とりあえず何かございますか。私は、結果は、体力は落ちていくと思うんです。では、策としてはどういう策でいくのかと。私は、個人的に考えますと、今までにない総合型地域スポーツクラブというのが日本国中どんどんできがりつつあるというところがあるので、やはりこのスポーツクラブに着眼すべきではないかという気がするわけです。実際、宮城県の市町村の体育協会は69の団体がございますので、くまなく体育協会があるのではないかとということで、そことの連携をすることによって子供の体力向上だとかということではできないのではないかと、私は一つ思うんですけれども、従来ですと、それがほとんど小学校の学校体育の中で

向上というのが言われたと思うんですが、なかなか今の時代、難しいだろうと思うので、ぜひ、総合型地域スポーツクラブの育成というのと子供の体力向上というものの結びつきを県の方でやられてはどうかという一つの意見です。以上です。

○本多会長 ありがとうございます。

白木委員。

○白木委員 それぞれ、総合型スポーツクラブの話が出ていますけれども、そもそも体育の、小学校、中学校において体育そのものの授業数が少なくなったために、そっちの方向に向かっている部分があると思うんです。体育の授業をもう少し、また文科省の方もいろいろな考えがあってそういう形にしたんだろうとは思いますが、学校体育の中でももう少しまた見直しをする必要があるのではないか、少なくなった分、体を動かす機会が少なくなったと。総合型はできましたけれども、そこに参加する子供たちというのは、全員必ずしも行くとは限らないわけですから、その辺の見直しをもう一度ぜひ私はやっていただきたいと思います。そういう意味で、学校体育というものの見直しも、ぜひ考えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○本多会長 ありがとうございます。教育現場においでになる先生ですから、具体的に御指摘いただきました。課長さん、何か会議などのときに、文科省あたりにその辺あたりについても御意見など申し述べていただければと思います。

それでは、時間がございませんので、次に進めさせていただきます。御説明をお願いいたします。

○菊地課長 それでは、次第の（２）県営スポーツ施設について、その①の廃止施設についてでございます。廃止施設と若干利用状況についても御説明を申し上げたいと思います。資料の２がでございます。こちらをご覧くださいと思います。御存じのこととは思いますが、廃止予定の施設は宮城県スポーツセンターと宮城県北上川艇庫の二つの施設でございます。

まず、スポーツセンターでございますが、昭和３９年７月に開設ということで、大変たくさんの方の競技者に親しまれまして利用されて参ったわけでございますが、築４０年たちまして老朽化が大変著しいと、近い将来に想定される地震で被災する危険性というのが高い状況になってございます。昨年度末には、天井の照明ライトがアリーナ上に落下するという事故もございました。一步間違えれば人命にも関わる事故になったのではないかと、非常に心配しているわけでございます。それから、雨が降るたびに地下水が浸水してくると、２０センチぐらい浸水してくるんです。それから、雨漏りも大変ひどくて、最近ではとうとうアリーナにも雨漏りが始

まったということで、体育施設としては致命的な問題が生じているというふうに受けとめております。

それから、土地を仙台市からお借りしているものですから、これを返さなければならないというふうな問題もあるわけでございます。土地の方はお借りしているわけでございますが、仙台市の方で青葉山の公園整備計画とか地下鉄東西線の駅舎の設置などの計画というものもありまして、20年の3月末までに返さなければならないということになっております。これは19年度末というふうに言ってもよろしいかと思います。

こういった事情があるということを利用団体の皆さんに内々にお話しいたしますと、18年度いっぱいぐらいどうなのかという要望もたくさんいただくんですが、これに対しましては、解体撤去に時間がかかるということと、冒頭お話ししましたように大変古くて危険な施設であるというふうな理由から、今年度いっぱいの利用というふうをお願いをして参ったところでございます。この廃止の理由については、御理解をいただいているところでございます。ただ、利用団体の皆さんはどこに代替施設を求めたらいいかというふうなことで、いろいろ御相談を受けているわけでございます。そういったことにつきましても、県としてはできる限りの協力をしていきたいというふうに考えております。

次に、資料の2の2ページを開いていただきますと、スポーツセンターについての概要がございます。中段を見ていただきますと、大体16万人前後と大変多くの方に利用されているということではございました。また、その利用団体は70団体と大変多くの団体に利用していただいております。各種の運動サークル活動の他に、県の家庭婦人バレーボール連盟、県のレディース家庭バレーボール連盟、県の高体連の体操専門部それからフェンシング専門部、こういったところが大どころの利用団体でございます。その他にも、いろいろと大会等で利用されているというところではございました。その数字、16年度は15、6万人、過去5年間でも16万人くらいと大変多かったわけでございますが、最高の数値が出たのは平成8年でございまして、もう10年ほど前です。平成8年には19万4,000人というふうな数字でございましたので、その後だんだんと減少傾向が続いてきたということも言えるかと思います。

先ほども申し上げましたけれども、廃止に当たって私ども考えなければいけないのは代替施設ということでございます。財政状況、県も非常に苦しいわけございまして、同じような施設を建てるということとはできないわけでございますので、仙台市内とか周辺のスポーツ施設の利用をお願いしなければならないというふうに考えております。その対象となる代替施設については、その資料の4ページ、5ページ、見開きで記載してございます。県営の体育館という

ことでございましたので、県営のスポーツ施設として利府のグランディ・21、あるいは二総の武道館と弓道場、これを利用していただきたいというふうに考えております。それから、仙台市が所有している複数の体育施設もございます。こちら、スムーズな利用が図られるように仙台市に要請しているというところでございます。剣道、柔道、弓道、これは二総の他には青葉体育館、こちらにも整備されております。こちらをお願いしております。それから、バレーとかバスケットにつきましては、どの施設でも利用が可能ですので、そちらの方に移っていただくように、そういうふうな調整を仙台市をお願いしているといったところでございます。

続きまして、二つ目の廃止予定施設、3ページにお戻りいただきまして、宮城県北上川艇庫でございます。こちらはボートの格納庫でございます。これは、利用状況等が記載されているわけでございますが、平成元年、日本ボート協会A級認定コースの長沼ボート場が開設されました。大会もそちらの方にすべて移っているということもございまして、現在、北上川艇庫は高校生を中心とした練習用艇庫というふうに使われていると。ただ、競技会が行われるということはないということでございます。それで、この利用する高校の方も独自の艇庫を持っているということもございまして、貸し出しも少なく、県営の艇庫として今後所有しておく理由というのは希薄になったというふうな判断をいたしましたところでございます。これは、33年経過してしまっていて古い施設であることには違いないんですが、耐震診断をして、その結果も異常はないということでもございますので、地元で唯一艇庫を持っていない石巻商業高等学校、こちらの方に管理換えをしまして、クラブハウスとして今後利活用をして参りたいというふうに考えております。

以上が廃止予定施設でございますが、次に、この機会ですので、施設の利用者の状況について若干説明させていただきます。その資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

まず1番上の宮城県総合運動公園、いわゆるグランディ・21でございますが、平成13年度の国体以降、利用者は増加傾向にございます。先日、新聞紙上で利用が大きく落ち込んだと報道されていたんですが、これは宮城スタジアム、こちらの観客数が減ったということでございます。16年度を見ていただきますと11万5,000何がしということでございまして、その前の15年度の27万2,000何がしに比べますと、これは確かに大きく減少したということでございますが、これは14年度にはワールドカップサッカー大会がございました。その後も、ベガルタがJ1にありましたので、その大会が組まれたといったようなこと、それから宮城スタジアムを使った大規模なコンサート、SMA Pなどですね、そういった利用

があって、利用者が増加したということがあったわけでございます。残念ながら、ベガルタがＪ２落ちしたとか、そのために宮城スタジアムで試合が組まれなくなったということ、大規模なコンサートが行われなかったということもございまして、観客数も含めた利用者数が残念ながら減少したということでございます。

しかしながら、競技者といいますか、利用者の数というのは毎年増加しておりまして、県の方といたしましては、先ほど説明もいたしました、利用を促すようないろいろな事業、そういった成果が着実に実を結んでいるのではないかとというふうに認識しているところでございます。確かに、収入面を考えると大きなコンサートとかサッカーの国際試合、この誘致も重要なこととは思いますが、収入面の改善につきましては指定管理者のところでも改めて御説明申し上げたいと思います。

次の利府の県のサッカー場でございます。こちらは、コンスタントに利用されているという状況でございます。１５年度がかなり増えてございますが、これは前年の１４年度にワールドカップの大会があって、その人気が出たために大会が１５年度に多かったということではないかというふうな分析をしているところでございます。

続きまして、宮城野原公園総合運動場、こちらでございしますが、１３年度には国体のサッカー練習場になったということもあって利用を制限したわけでございますが、１４年度は通常に戻っております。これは、例年同じような利用者数で推移していると。仙台市とか県レベルの大会での利用、その他に仙台周辺の学生たちの日常の練習場としても活用されております。

それから、この公園内の野球場につきましては、皆さん御存じのとおりでございますが、楽天野球団に管理許可を与えたということで、プロ野球の興行を中心にいたしまして、プロ野球が使わない日にアマチュアの野球を日程調整するというふうな利用の仕方になってございます。具体的な日数としましては、プロ野球のホーム公式戦が６３でございます。練習日とか球場のメンテナンス、こういった年間のプロ野球関係の利用は１２０日程度でございます。残りをアマチュアで利用するというようにしてございます。なお、プロ野球のシーズン終了後の１１月から再びフルキャストスタジアムの第２期改修工事が始まる予定になってございます。そのため、来年の２月までは利用できないというふうな状況になります。工事終了しますと、新たに５，０００人分の観客席が増えるということでございます。また、不足していたところの選手用のスペースとか会議室といったものも整備されることになっております。さらにすばらしい球場に生まれ変わるのではないかとというふうに期待しているところでございます。

続きまして、宮城県第二総合運動場でございますが、こちらは武道館中心に例年同じような

利用者数となっております。先ほどちょっと触れさせていただきましたが、スポーツセンターが廃止されますと代替施設として二総を使っていただくという話を申し上げたんですが、スポーツセンターで剣道、柔道、弓道、この利用者が2万4,000人もいるというわけでございます、この方の代替が可能なのかどうかという心配もあるわけでございますが、青葉体育館とか泉総合運動場しかないなということもございます。利用者間の調整を十分に図っていただいて、気持ちよく使っていただけるように仙台市にも働きかけて調整に努めて参りたいというふうに思っております。

それから、柴田町にあります水泳プールでございますが、これも13年度の国体の利用、この時期がピークで減少傾向にはございます。ただ、こちらは可動式の床を持っていますので、それが強みでございます。ただ、名称が水球プールとなっているため、普通のプールではないんだということで利用を躊躇している向きもないでもないという面もございます。全国的に指定管理者制度導入によりまして、ノウハウを持った民間スポーツクラブが運営していくということで利用者数の増加が見込まれるということもございます。本県としても、もしこの水球場を民間というふうに想定しますと、指定管理者の導入と名称の変更といいますか、「水球」というのを外すというようなこともあわせて検討して参りたいというふうに思っております。

それから、長沼ボート場でございますが、やはり国体をピークに減少傾向にありますけれども、大変、国際大会も開けるすばらしい日本でも多分3本の指ぐらいに入る施設ではないかと。長沼ボート場につきましては、そういった大変すばらしい国際級の施設だということで、大会誘致等に今後とも努めたいということです。

それから、ライフル射撃場というものもございます。これは、指定管理者をこの4月に導入した第1号ということでございます。ライフルというのは、また別な法律の網がかかっており、特殊な施設ではあるんですが、今後、ライフル協会独自の利用促進、こちらに期待しているといったところでございます。

以上、県営施設の利用状況についても併せて説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○本多会長　ありがとうございました。

ただいまの御説明に対しまして、御質問がございましたら頂戴したいと思います。

○白木委員　スポーツセンターがなくなるということで、一番ダメージを受けている体操競技に関わる者として、ここのスポーツセンターの競技場の利用状況を見ても、昨年度125%なんです。ここの数字を見る限り。それがなくなって、調整はなさるんだろうと思いますけれども、

宮城総合、グランディの方ですか、総合体育館にどのようなふうなことで競技というか、話し合いの方を持って来年度うまく調整ができるのか、どうなのかと、私、関わる者として危惧しているものですから、体操競技の場合、他の球技スポーツと違って、大体みんなバレーボール、バスケットボール、それぞれコートというか、そういうことはできているんだろうと思うんですけども、体操競技の場合ちょっと特殊というふうなとらえ方を私はしたくありませんけれども、器具がなければできないという部分、体育館にそれなりの設置のそういうものができているかどうか。グランディの方にある程度はできているという話を伺っていますけれども、正直、器具庫がないということの問題があるようなんですけれども、そういう問題も含めて調整を県としてはどのように考えていらっしゃるのかなということでお伺いしたいと思います。

○本多会長 切実な問題が出て参りましたが、お願いいたします。

○石森課長補佐 只今の質問でございますけれども、体操競技は、県内におきましては仙台市体育館、それから今までのスポーツセンターが唯一器械体操の設置できる競技場で、あとは若干キューブの方もありますが、キューブはどちらかというと新体操の方が中心で、体操競技には床をもう一回持ってきて張って、そこにフックをかけるということで手間がかかるんですが、グランディの方は一応来週でございますが、県体操協会の方とセッティング可能かどうか現地調査をいたします。その現地調査の結果、可能ということであれば、グランディの方に現在のスポーツセンターの器械を移動し、グランディの方で体操競技の方はやっていただくと。それに伴いまして、これまで、例えば明日から始まる高体連等で使っていた競技をどこかに持っていかなければいけないということになるわけですが、これは現在高体連事務局、それから財団の方も含めまして、来年度に向かって早い段階から調整をしていきたいと考えております。

○本多会長 ありがとうございます。

○白木委員 ちょっと若干、附随しますけれども、来年ミニ国体が宮城県ということで、体操競技と他の競技との関わりで日程的なものの調整もしなければならないということで、今、体操協会も四苦八苦している状態なので、その辺も考慮に入れて、ぜひ何とかいい方向で施設の見直しをしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○本多会長 大変でございましょうが、よろしく調整をお願いいたします。

○石森課長補佐 体操競技、来年度の東北総体については、一応そちらの方が先に先行して会場地選定に入っていましたので、来年度の東北総体に関しては仙台市体育館というようなことで考えております。あと、先ほどの器具庫の問題ですが、これは体操の器械を入れるということであれば、同じフロアーで何とか器具庫を確保しなければならないと考えております。

○本多会長 その他、ございましょうか。

○大和田委員 施設のことはよくわかりましたけれども、私は体育協会の方で競技力向上委員会の委員長をやっていますので、よく体操の関係者から聞くのは、スポーツセンターが体操競技の主会場だと、あそこにしか器具がないんだということを聞きます。もう一つ話の中に出てくるのは、上物の器械の器具が古くてだめだと。それで、国体でいい競技をするためには、今の新しい器具が必要なんだと。それで、宮城県にはないから他県に行って、その器具を使って練習するんだという話を聞いたんですが、できるならば仙台市体育館だとかグランディに設置されるときに、やはり上物の準備ですか、そういうところまでは考えるわけですか。それとも、スポーツセンターの器具をそのまま、古いものをそのまま持っていくんですか。

○石森課長補佐 スポーツセンターの器具、それから仙台市体育館にある体操の器械は、現在の器械体操の認定されている器具であると認識しております。ですから、決して古いということではなく、つい最近補充してあるんです。

○白木委員 正式に言うと床は使えません。床のフローアは違いますので。

○石森課長補佐 現在のスポーツセンターは、体操競技の基準には適合しなく狭いと。

○白木委員 広さの問題ももちろんありますけれども、器具そのものは床フローアに関しましては、若干、変わっていますので。あと、新体操に関しましては、仙台市の方にはありません。新体操の床、体育館の方には床フローアはありませんので。

○石森課長補佐 床のマットはキューブの方に県のマットが……

○白木委員 言葉を返すようではすけれども、ちょっと違うので、その辺、体操競技と新体操、一緒に協会としては動きますけれども、基本的にはまるっきり違う競技ですので、フローアが一緒ということではありませんので。

○石森課長補佐 国体のときから、スポーツセンターはちょっと狭いということだったんですが、場所の関係上、どうしてもスポーツセンターで開催せざるを得なかったという事情もございます。今度、グランディであれば相当の広さがございますので、十分な体操競技ができるかと思っています。

○本多会長 施設が減るというのは大変なことでございますね。どうぞよろしくお願い申し上げます。

その他、ございましょうか。

○佐藤委員 時間もないのであれなんですけれども、総合運動公園の利用者数は有料イベントの入場者を含む、先ほどおっしゃったように貴重なコンサートとか収入源だと思います。ただ、

SMA Pとか大きい、当然、興行イベントがあればそれだけで1万人、2人万、あっという間に入ってしまいますよね。それ以外の実質、体育館にしてもスタジアムにしても本来の使用目的、その実数をわかれば、きょう時間ないので、あとからあれば、実数と、そのイベントも入っているから、16年で体育館を見ても26万人だけれども、これに例えばコンサートとか入っていて、本来体育館として利用している人たちの実数がどのぐらいなのかということと、年間利用率といいますか、365日だとしたら使用のパーセンテージ。

○吉田次長 いわゆる運動だけで使った、スポーツとか競技種目とか、そういった本来の目的で使っている期間であるとか人数ですね。イベントを除いて。

○佐藤委員 ですから、実数で、ちょっと言葉おかしいかもしれませんが、本来の目的で使っている人たちがどのぐらいなのかというのを知りたいのと、あとパーセンテージ、日数というか、体育館を使用しているのはどのぐらいなのかということ。

○石森課長補佐 今現在、そのデータはございませんので、そのデータは後日、皆さんの方に。

それで、今、佐藤委員が言われたように本来はスポーツで使う施設でございますので、ただ、今年度からはっきり言えるのは、陸上競技が、フルスタ球場、プロ野球が参入したことに伴いまして、宮城野原での混雑解消のために、今まで宮城野原でやられていた陸上競技関係につきましては、大規模大会についてはグランディの方にほとんど移動しましたので、向こうでの開催になりましたので、スタジアムについては実際の競技としての活動日数は増えているということになります。

それから、スポーツセンターの廃止に伴いまして、当然グランディの方にも、これまでスポーツセンターでやっていた競技関係がグランディの方に来ますので、グランディの方においてもスポーツにおける使用日数、使用人数も増えてくるというような状況にはなろうかと思えます。これまでのものにつきましては、調べまして早急にお示しします。

○佐藤委員 本来の箱物の使用目的という主目的に、それを増やすためにどうするかということを考えなければいけないと。ある意味で、宮城県がいろいろな大会の後援団体に名前を連ねていると思いますが、名前を連ねることは大きいメリットかもしれませんが、それだけで、例えばこういう施設の使用料の減免とか、この間ちょっと課長にお聞きした部分もありますが、そういった面を考えて、後援をクリアするということは最低限の宮城県の条件はクリアしているということだと思いますので、その辺考えていただいて、使用者、使いたいという人は耳に入ってくるものですから、ただ、若干料金が高いとかというもろもろありますので、せめてそういう後援につく皆さんとか団体の皆さんには、そういった面でもせめて減免ぐらいは考えて

あげてもいいのかなという感じがしましたので、申し上げておきます。

○本多会長 ありがとうございました。

では、次回あたりのときに、その辺のところをどうぞお知らせいただきたいと思います。

遠藤委員、何かございますか。

○遠藤委員 指定管理者制度のことなんですけれども。

○本多会長 それは、もうちょっと後で。

○大和田委員 では、施設の面で。こういう状況の中で、スポーツセンターを廃止するという状況で、大変申しわけないんですけれども、いつでも体協で選手選考会をやるときに問題になるのが、スケート場がないというところなんです。私は、そういう関係者には、それは難しいでしょうと口では言っているんですが、できるならば、本当の夢かもしれませんけれども、トラックのスケート場です。そういうところの設置ができるように、とりあえず、こういう機会ですのでお願いしていききたいと思います。

○本多会長 ありがとうございました。

時間がかかなり迫ったんですが。

○白木委員 ちょっと聞き逃したんですけれども、先ほどサッカーの関連施設で3カ所何か新しくという話が出ましたが、その中でテニスとサッカーのクラブハウスができるというお話でしたけれども、グランディにあるクラブハウスの他にサッカーとテニスのクラブハウスと、そういう名称がついてしまいましたけれども、そういう意味だけの名称で使うということではないんですよね。あと、場所的にどこなのかということをお伺いしたいと思います。

○熊谷課長補佐 まだ本決まりではございませんので、そういうことを考えているということなんですけれども、今、グランディのテニスコートがございます。あそこの隣接地に人工芝のサッカーコートが欲しいというようなことでございます。そのテニスコートの区域と新しく設けるサッカーの間ぐらいにクラブハウスができればと。テニスコート利用者の方々は、トイレとかにも遠いとか、いろいろ聞いておりますので、そういうことで、併せて設置できればと。ただ、お金がたくさんかかりますので、採択に向けて努力するというような格好で今進んでおります。

○本多会長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと駆け足して申しわけございません。最後の問題といたしまして指定管理者制度の導入についてお願いいたします。

○菊地課長 只今、こちらからお示した件、大変重い話題でございましたので、皆様の御意見、

御指摘たくさんいただいたわけでございます。ありがとうございます。ということで、指定管理者の導入についてはほとんど時間がなくなってしまったわけでございますが、ポイントだけでもお知らせするというところでよろしいでしょうか。

先ほどの資料の８ページでございますが、指定管理者制度導入とございます。これは、国の法律に従っているものでございまして、先ほどお話ししましたスポーツセンターと北上川艇庫、それから管理許可を与えている宮城球場、これ以外のスポーツ施設はすべて指定管理者制度を導入するというところでございます。これが対象となる施設ということでございます。

②の利用料金制ということでございますが、これは、今までは使用料制というものをとっていまして、これは利用者から取った使用料は県の方に上げてもらうというスタイルだったわけですが、これは利用者からいただいたところの利用料、これは指定管理者のものになるというような大きな変更です。かなり大きな指定管理者制度導入に当たっての変更ということになるかと思います。

それから、指定の期間でございますが、これは１年更新ということだとリスクも大変指定管理者にとって大きいわけでございますので、サービスの安定性とか継続性、こういったものを確保する関係から、スポーツ施設については３年というふうに考えているわけでございます。

それから、次の公的利用というのがなかなか、こちらもそうですが、受ける方あるいは応募する方にとっても難しい問題でございます。あくまでも公的施設ということですので、再三お話ししております１０年計画、そういったものにのっとった施設の利用をしてほしいということをお大原則にするわけでございますが、一方で管理費を削減するとか、サービスを向上させるとか、そういったような国の法律の大目的がございますので、そういった公的な利用をしながら、一方では利益も上げてくださいといったことも応募しなければいけない。つまり、指定管理者を募るときの募集要項に書かなければいけないと。そこら辺のいろいろなせめぎ合いがあるといったことがございます。これは、指定管理者に応募する方も、私どもの方も、非常に苦しいところではございます。公的利用につきましては、この辺で皆様には御理解いただけるのではないかとこのように思っております。

次に、優先順位というものでございますが、これは既に指定管理者の手続条例というものができておりまして、こういった基準の他に選定する場合に１から３の順位を付けているということでございます。何と云っても、第１番目に安定的な管理がございます。次に、施設の効用を増して住民サービスにつながるかということ。３番目に、経済的に管理できるかと。いわゆる経費面のことが出てくるわけでございます。こういう順位を付けまして選定をしていきたい

というふうになっているわけでございます。これは、そのように県教育庁で決めたということではなくて、県として、すべての施設にこういう順位を付けて選定していこうというふうなものでございます。

スケジュールにつきましては、そこにございますように、これは条例改正を伴うものですから、6月の条例改正に向けて準備作業をしているところでございます。議会の議決が終わりましたら、7月に募集要項、選考基準を決定して、公表と。あとは細かな話になってくるわけでございますが、その後、選定委員会を9月に開いて10月には内定すると。そして、12月には議会に具体的な指定管理者を提案する。これは議会の議決を経るということで選ばれた指定管理者の地位が揺るぎないものになるというふうな意味があるというものでございます。その後、1月、2月と協定の締結、その協議ということが入ってございます。これは細かなことを4月以降のことについて決めるわけでございます。やはり始まってからいろいろなトラブルが当然出てくると思いますが、そういった場合に細かな協定に戻って、そこでまず問題解決を図ると、そういった使われ方もする大事な協定というふうなことでございます。もちろん、スポーツ施設については事前に、予約とかなんかの関係もありますから、正式な指定管理者との協議の前に、事前協議は12月あたりから開かなければいけないというふうには考えているわけでございます。そうやって、3月には運営方法とか利用の料金の具体のもの、あるいは例えば清掃かと警備とか、指定管理者独自ができなくて再委託するというようなものもあるのかもしれないから、そういった内容を承認しまして、4月1日からのスムーズなスタートに備えるというふうな大きな流れで、この指定管理者制度の導入をして参りたいというふうに準備を進めているところでございます。

○本多会長 ありがとうございます。

それでは、遠藤委員、お待たせいたしました。お願いいたします。

○遠藤委員 導入とバツと書いてあるんですけども、最後の9ページの図に、これはどのぐらい分割して委託することを考えていらっしゃるのでしょうか。それから、この競争というか、選考に申し込める人というのは一体どういう人を想定されているのでしょうか。

○菊地課長 これは、群としては宮城野原総合運動場、二総というふうに分かれてますが、これを分割するのか、もっと細かく分割するのか、一括にするのか、そういったことについては現在検討しているところでございます。それから、申し込みは、個人でなければ、団体であれば誰でもいいということにはなってございます。個人ではできません。ですから、NPOの団体でもよろしいです。

○遠藤委員 法人組織、何か組織であれば。

○菊地課長 必ずしも、そういうことにこだわっているわけではございません。

○遠藤委員 例えばライフル協会みたいな、必ずしも専門の方でも、ということ。あと、先ほど再委託あるかもしれないとおっしゃっていたんですが、それはどんなケースというか、これだけ応募して申し込むのに再委託する人がいるのなら、それは対象にすべきではないような気がするんですが、何か特殊なケースを考えていらっしゃるのでしょうか。

○菊地課長 例えば清掃というと、実際にそこを管理する例えば10人なら10人の人が直接清掃するのではなくて、清掃業務はまた違うところをお願いするということです。

○草刈委員 委託先として、受け皿として具体的にどういう、体育協会とかいろいろな、どういふところを想定しているのか。あと、果たして、そういうやりたいという団体があるのかどうかというのと、スポーツ振興財団がどのぐらい、全部外に出してしまって身軽にしようとしているのか、ひょっとしたらスポーツ振興財団がそのまま何らかの形で関わることになるのか、その辺の方向性というのはどうなんでしょうか。

○菊地課長 想定は、実にいろいろな想定はしてございます。つまり、大きく言えば、スポーツ振興財団が中心に取れるという想定と、そうではなくて全然違う民間の事業者が取ると、大きく分ければそういう想定でございましょうし、組むという想定もございます。財団が別な事業者と組んで応募するとか、いろいろな想定が。

○草刈委員 宮城県内で、そういう受ける民間の団体というのは、可能性は結構あるんですか。意欲のあるところというか。

○吉田次長 具体的に、財団の方でも、そういったものに手を挙げたいというようなことでのデータの提供といいますか、そういったところも来ておりますので、財団以外にもそういったことを考えている企業でありますとか、そういった部分はあるのではないかと思います。

○草刈委員 照会等が来ているんですか、いろいろな団体から。

○吉田次長 そんなに数は、本当に1件、2件という程度ではございますけれども、そういった照会は来ております。

○本多会長 一つの例ですけれども、あるレクリエーション協会が少年自然の家の指定管理者になっているというふうなニュースが入っております。この次あたり調べておきます。

○星委員 心配されるのは、水球プールのようなところで、どこも希望者がいないというふうな場合も出てくる可能性もあると思うんですけれども、そういう場合にはどうなるんですか。

○吉田次長 水球の場合には、柴田町ということで離れておりますので、それは物理的にも分離

して単品で出さざるを得ないのかなと、一体ということではなくて。ですから、長沼と柴田については、なかなか効率性とか、そういった観点からするとちょっと難しいのではないかと。

○星委員 部分によっては、ここは嫌だというふうなことが出てきたときには、今までどおりというわけにはいかないですね。

○菊地課長 指定管理者が何からの形でやっていただくということができなければ、県の直営になるわけです。これは、大変な負担を県がそのまま背負うということになりますから、あらゆる方法を指定管理者に入れていただいて、選ばせていただくということしかないのではないかとこのふうには思います。

○吉田次長 先ほど、どういう方々が参加できるのかというお話があったわけですがけれども、まだ明確には定めておりませんが、今考えられるのは県内に事務所があるとか、スポーツ施設の管理運営経験何年以上をお持ちの方々とか、または、結局、優先順位の部分でも課長の方から御説明ありましたけれども、その運営をする能力があるのかということで、これまでのその会社の経営状況とか、その辺はチェックさせていただくというような格好になろうかと思っています。

○本多会長 その他、どうしてもという部分がございましょうか。

次回のスポーツ振興審議会のときには、この辺の話が煮詰まって参りますように期待したいと思います。

議題といたしましては以上なんですか、せっかくお集まりいただきましたので、ぜひここでお話しいただくというふうなことがございましたらば、御発言いただきたいと思います。ございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、本日のスポーツ振興審議会の議事の一切を終えたいと思います。事務局にお返しいたします。

閉 会

○司会 ありがとうございました。

今年度の審議会の予定なんですけれども、今、会長の方からもお話しいただきましたとおり指定管理者の内定といいますか決定ということは秋口に予定しているわけですが、そのころに御報告というようなことで第2回目というものを考えてございます。その他、事務連絡ということでは以上でございます。

それでは、以上をもちまして第1回スポーツ振興審議会の一切を終了させていただきたいと

思います。

どうもありがとうございました。

平成17年6月3日

平成17年度 第1回 宮城県スポーツ振興審議会

会議録署名委員 印

会議録署名委員 印